



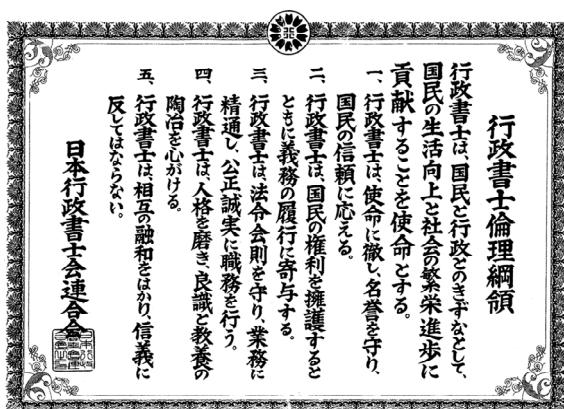
# 愛 好

- 医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会
- 戸籍の読み解き方に関する研修会
- 土地利用業務の基礎知識に関する勉強会(第1回)



# —Content コンテンツ

至誠の力、未来を拓く力	副会長 入山 康彦	1
医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会		2
戸籍の読み解き方に関する研修会		2
土地利用業務の基礎知識に関する勉強会（第1回）		3
初心者向け国際業務研修会		4
自動車登録制度の基礎知識に関する研修会		4
初心者対象Jw_cad活用基礎研修会		5
行政書士制度広報月間に係る3県行政書士会 合同報道機関訪問		6
メディアも扱う（？）行政法		
第11回 行政書士法改正後の特定行政書士	名城大学法学部教授 北見 宏介	7
お知らせコーナー ライブセミナー一覧		9
初心者向け業務相談のお知らせ		12
初心者向け業務相談申込書		13
会員訪問記（東名支部 金林 伸洙会員）	会報委員 岩田 則子	14
支部だより		15
事務局だより		25
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		26
コスモスあいちコーナー		33
あとがき		35



# 至誠の力、未来を拓く力

副会長 入山 康彦

「至誠にして動かざるものは、未だこれ有らざるなり」。

この言葉は、幕末の志士・吉田松陰が遺した珠玉の言葉です。「至誠」、すなわち誠を尽くし、真心から物事にあたれば、たとえ困難な状況にあっても、必ずや人や世の中は動いていく。その確信に満ちた言葉は、160年余りを経た今もなお、私たちの胸を打ち、行動の指針を与えてくれます。

私がこの言葉に出会ったのは学生時代でした。以来、折に触れて思い出しては自らの行動を省みるようにしています。そしてこの言葉は、今の時代にこそ、私たち行政書士が深く心に刻むべき精神ではないかと感じています。

いま、社会はかつてない速さで変化しています。人口減少、少子高齢化、グローバル化、そして生成AIをはじめとした急速な技術革新。そのような社会の中で、私たち行政書士が果たすべき役割もまた、広がり、深化し続けています。

かつて「書類を作る人」というイメージの強かった行政書士ですが、今やその仕事は、官民の橋渡し役としてのコンサルティング、企業の経営支援、地域の活性化、外国人支援、さらには災害対応や空き家対策など、実に多岐にわたります。特に近年では、空き家対策や相続関連業務、建設業の適正化、外国人雇用に関する手続など、地域社会の課題解決に深く関与する場面が増えてきました。

こうした変化は、言い換えるば「行政書士の力が必要とされている証」とも言えるでしょう。しかし同時に、それは私たちに対して高い専門性と倫理観、そして不断の努力を求めるものでもあります。時代の波にただ流されるのではなく、自ら舵を取り、変化の先にある社会の課題に真正面から向き合っていく。そのために必要なのが、まさに「至誠」の精神です。

どれだけ制度が複雑化しても、どれほど手続きがデジタル化しても、「人」が関与する限り、誠意をもって向き合うことの価値は決して失われません。むしろAIやロボットでは決して代替できない、「人の心を動かす力」こそが、これから行政書士に求められる本質なのだと思います。

愛知県行政書士会は、現在約3400名の会員を擁する全国でも有数の規模を誇る単位会です。個々の会員がそれぞれの地域で、あるいは専門分野で尽力していることは、誇るべきことです。しかし、私たちは「一人ひとりが主役」であると同時に、「一つの共同体」もあります。地域を支える力、業務を深化させる力、そして制度や社会を変えていく力。それらは、個の力だけでは決して及ぼしません。つながり、学び合い、支え合い、発信していくことではじめて、大きな力となり得るのです。

その意味で、愛知県行政書士会が果たすべき役割はこれからますます重要になります。研修や情報提供、広報活動、行政や関係団体との連携強化に加え、若手の育成や会員間のネットワークづくり、さらには女性会員や多様なバックグラウンドを持つ方々が活躍できる環境整備にも力を注がなければなりません。

私は副会長として、担当する部門だけでなく、会全体の発展のために、そして何より会員一人ひとりが「この職業を選んでよかった」と感じられるような会運営を目指していきます。そのためには、私自身も「至誠」の精神をもって、皆様と誠実に向き合い、常に学び、常に挑戦していきたいと考えています。

いま私たちは、かつてない「転換期」のただ中にはいます。変化を恐れるのではなく、その変化を味方に付ける。そのためには、まず自分自身が変わること。古い慣習や思い込みから自由になり、常に新しい価値を学び取ろうとする姿勢こそが、未来を切り拓く第一歩です。

「至誠にして動かざるものは、未だこれ有らざるなり」。

この言葉が示すとおり、誠を尽くし続ければ、必ずや社会は、組織は、人は動きます。

そのことを信じて、私はこれからも歩みを進めてまいります。ともに、より良い愛知県行政書士会を、そして社会に信頼される行政書士制度を、未来へとつないでいきましょう。

## 医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会

法人経営部 山本 嘉和

日 時 令和7年7月9日(水)

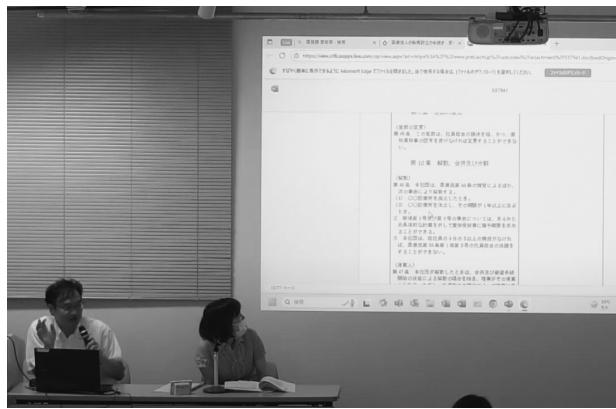
午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 愛知県保健医療局健康医務部医務課職員

内 容 医療法人制度の概要と設立認可申請事務について

参加者 141名



法人経営部主催の令和7年度第1回の研修は、令和6年4月医療法が改正施行されたことに伴い、「医療法人制度の概要と設立認可申請事務」を内容として、愛知県保健医療局健康医務部医務課の職員の協力を得て開催しました。

医療法人の設立関係の研修は、約10年ぶりの開催ということで、会場も満席、ウェブ参加者も約100名を数え、合計141名もの会員が参加するということで、今回の研修に対する関心の高さを裏付ける参加者数となりました。

研修の内容についてですが、医療法人設立認可申請手続を実際に審査している県職員の方から、医療法人制度の概要説明など基礎的な話から、医療法人設立認可申請関係様式の県のホームページからの入手方法、申請書類の書き方の注意点など、すぐに実務に役立つ具体的な話をされ、大変貴重な研修となりました。

## 戸籍の読み解き方に 関する研修会

私法部 竹内 弘幸

日 時 令和7年8月22日(金)

午後2時～4時30分

場 所 愛知県行政書士会館

3階会議室、2階A会議室

(オンライン配信なし)

講 師 愛知県行政書士会 増田 ちづ子会員

内 容 親族関係図及び相続関係図作成のための戸籍の読み解き方

参加者 119名

令和7年度の私法部第1回研修会は、講師に一宮支部の増田ちづ子会員をお迎えして、「戸籍の読み解き方に関する研修会」を開催しました。

相続・遺言業務における相続人調査を行う上で、とても重要なスキルとなります。オンライン配信がないこともあります。入会年度の浅い会員からベテラン会員まで、準備した席がほぼ満席となりました。竹田会長の挨拶に続いて、講師の紹介があり、研修会はスタートしました。

レジュメの「戸籍の読み解き方 親族関係図及び相続関係図のための戸籍の読み方」を元に基本的なことから始まり、キャリア50年の増田会員の経験談（苦労した事、失敗した事）を交えた内容となっていました。レジュメの内容は、研修会後に各自わからないことは調べて見識を深める内容となっており、研修会を聞いて終わりではなく、今後も各自が研鑽する必要があるものになっていました。

前半の研修終了後、高野私法部長より、職務上請求書については日行連のホームページの取扱説明書に基づいて使用するように、と説明がありました。

約15分の休憩後、研修が再開されました。後半の内容については、事前の資料はなく、前面に表示された戸籍謄本を見ながらのお話になりました。

戸籍を読み解いていく上で、どの様に戸籍を読っていくのかがわかりやすくなっていました。

質疑応答では、「戸籍にフリガナを記載する制度がスタートしたが、相続関係図に関してどのような影響があるか？」という質問がありました。その点については、増田会員も不明確であるため、知っている会員がいたら情報を共有して欲しいということでした。

会場からは増田会員に大きな拍手があり、研修会は終了しました。

最後に、高野私法部長より、質問がある場合は私法部宛てにお願いします、という言葉で閉会しました。

## 土地利用業務の基礎知識に関する勉強会(第1回)

土地利用部 佐々木 龍一

日 時 令和7年8月21日(木)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 土地利用部 大内田 省吾次長

内 容 これから土地利用業務を始めたい人向けの基礎的な勉強会（市街化調整区域の土地利活用等の基礎知識）

参加者 32名



土地利用部の大内田省吾次長が講師となり、土地利用業務の基礎知識に関する勉強会（第1回）が開催されました。

行政書士が市街化調整区域の許認可について考えるときに、都市計画法と農用地利用計画申出・農地転用・建築確認申請などを考える必要性があり、そ

れぞの法令の関係性について説明をしていただきました。関係性をまとめられた資料は、初めて土地利用について勉強される方が接しやすく、理解のしやすいフローチャートになっておりました。

市街化調整区域の開発許可制度の趣旨、憲法29条の財産権の関係及び開発許可制度の運用について、過去の政府の答弁や根拠条文がどのように関わりを持つかご説明いただき、開発許可制度の理解が深まりました。

開発許可等と農地転用許可との調整の覚書があることにより手続に相関性があることをはじめて知り大変勉強になりました。

建築基準法の42条の道路について、各号の道路の説明や基準日などがどのように設定されているかなど、レジュメのなかに具体的な表・資料名を添付していただいたことにより、今後は自分で調査するときの有用な資料になったと思います。

大内田省吾次長の資料・説明が項目ごとに明瞭にまとめられ、その内容について解説なされたので、初めて土地利用の業務に携わろうという方は、いきなり多数の書籍を読むより勉強会に参加した方が土地利用の業務とはどのようなものかを知る良いきっかけになったのではと思います。

また、土地利用の業務を今まで行ってきた方には知識の整理や拡充になったのではないかと思いました。

かくして、土地利用業務の基礎知識に関する勉強会（第1回）は瞬く間に2時間を経過し、有意義な勉強会になりました。

### ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

**Q** 許可申請をしたのにいつまでたっても返答がないのですが、どうすればいいでしょうか？

**A** 申請書が役所に届いたら、その役所は遅滞なく審査を開始することになっており、申請を受け取らない、受け取っても放置しておくなどの取扱いは許されないことになっていますので、まず、申請がどのような状況にあるのか、各役所に問い合わせてみましょう。

また、役所は、申請者から問い合わせがあった場合、結論の出る時期の見通しについて、情報を提供するよう努めることになっています。

なお、申請者は、役所の不作為（申請をしたのに相当の期間内に何らの処分（例えば、許可をする／しない）をすべきにもかかわらず、これをしないこと。）に対して、行政不服審査法に基づく「不作為についての審査請求」をすることも可能です。

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

## 初心者向け国際業務研修会

国際部 杉浦 美紀

日 時 令和7年8月25日(月)  
午後2時～4時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
講 師 国際部役員  
内 容 ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方（外国人の就労編）  
参加者 37名



今回国際部では国際業務の初心者を対象とした研修として「ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方（就労編）」の研修会を開催しました。

研修会は2つのケースに分けて行われ、ケース1では、在留資格を取得するため、事実と異なる雇用契約や申請書を作成する事例で、開業して日が浅く、業務の相談ができる先輩行政書士がない行政書士が、外国人留学生とその外国人留学生を採用する経営者の相談に翻弄される想定で行われました。

ケース2では実際の勤務先と入管へ提出する勤務先が異なる事例で、すでに働いている勤務先が申請書の内容と異なっている更新の事例で行われました。

研修会参加会員にはロールプレイングを見た後に、グループ毎で話し合い、問題点・改善点を発表して頂きました。当事者になるとわからないことでも、こういったロールプレイングを客観的に見ることでわかる気付きがあったと思います。

続いて、行政書士役を研修会参加会員にも演じてもらい、体験をする機会を設けました。

本人確認や在留資格の該当性がない時点で受任はしないなど基本的なことを再認識する機会になったと思います。

実際に沿った研修会で分かり易く体験できる内容の研修会でした。

## 自動車登録制度の基礎知識に関する研修会

運輸交通部 神谷 祐一

日 時 令和7年8月27日(水)  
午後2時～4時  
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
講 師 中部運輸局自動車技術安全部管理課  
専門官 寺本 崇晃様  
内 容 自動車登録制度における基礎知識  
参加者 107名



運輸交通部では本年度1回目の研修会を開催しました。今回は初級者向けの自動車登録に関する研修会ということで中部運輸局自動車技術安全部管理課専門官、寺本崇晃様を講師にお招きしました。自動車の種別や手続の管轄から車検証の読み方など、業務に入る前提となる背景や基礎知識などをご教示いただきました。

後半では自動車登録の際に使用するOCRシートをパワーポイントで確認しながら、記載の仕方を丁寧にご説明いただきました。

研修会は動画もご用意していただき、愛知運輸支局内の庁舎案内図とともに、1階の入口から窓口の書類提出の順番などを案内して頂き、県税事務所での税申告書の提出や会議所のナンバープレートの受け取りなど、初めて支局に足を運んで自動車登録を行う行政書士にとっても、実務のイメージができる内容のものとなりました。

運輸交通部では今後も車両登録関係業務の研修のほか、これからまだまだ需要が高くなっていくと考えられる特殊車両通行許可申請や一般貨物自動車運送事業などの研修会を積極的に開催していく予定です。

# 初心者対象Jw\_cad 活用基礎研修会

法人経営部 中島 崇

日 時 令和7年9月12日(金)、19日(金)

午後2時～4時30分

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 法人経営部役員

内 容 Jw\_cadの基本的な操作を習得し、簡単な図面の作成を目指す。

参加者 12日：31名、19日：24名



Jw\_cad（ジェイダブリューキャド）は、国内で広く利用されている2次元CADソフトです。建築設計や製図の現場でよく利用され、図面作成作業を効率的・正確に行うことができ、修正作業も迅速に行うことができます。このソフトはフリーソフトで、誰でも無料でダウンロードできます。

※CAD「Computer-Aided Design (コンピュータ支援設計)」

の略。コンピュータを使って設計図や図面を作成する技術を指す。

このJw\_cadソフトの基礎的操作を習得し、簡単

な図面の作成方法をマスターすることにより、風俗営業許可申請の図面作成業務等に役立ててもらうため、法人経営部担当役員の芳賀宏行副会長が講師となり、Jw\_cadを使った実演デモ形式で研修を行いました。

研修会は2日間（全2回シリーズ）で行われました。受講者は事前にJw\_cadソフトをインストールしたパソコンを研修会場に持ち込んで講義に臨みました。研修内容は①初期設定②線を描く③線の消去④画面操作⑤文字の入力⑥長方形を描く⑦寸法を入れる⑧図面枠を作る⑨円・円弧・ドアを描く⑩直線の伸縮⑪移動・複写⑫付属データから設備を取り込む、といった基本的な操作が中心でした。

そして、受講者は基本的操作を駆使して（課題1）駐車場案内図を描く、及び（課題2）店舗平面図を描く、に取り組みました。初めてJw\_cadを操作する会員にとっては試行錯誤の連続だったようです。操作に困っている受講者に対しては、法人経営部の部員と委員が操作に関する質問を聞きながら、その都度マンツーマンで丁寧に説明して受講者の疑問の解消に努めました。

講師の説明によれば、Jw\_cadの操作をマスターするためには、長い時間をかけてJw\_cadと向き合い、試行錯誤しながら図面作成作業を数多くこなすことが習熟への近道とのことです。ぜひJw\_cadを仕事の武器にしていただきまして、風俗営業許可申請の店舗平面図作成を始め、農地転用許可申請の位置図作成、相続関係説明図の作成等、ご自身の業務の効率化や作成資料の品質向上にお役立てください。

法人経営部では、今後も会員の業務に役立つ研修会を開催していくので、よろしくお願ひいたします。

## ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

**Q** 許可申請書を役所が受け取ってくれません。

**A** 申請書が役所に届いたら、役所は遅滞なく審査を開始することになっています。つまり、申請を受け取らない、受け取っても放置しておく、申請書を返却するなどの取扱いをしてはいけないことになっていますので、その旨を役所にはっきりと説明してください。なお、申請書に記載漏れがあるなど形式的な不備がある場合、不備を正すよう求める補正として申請書が返却されるときもありますが、この場合であっても、申請そのものがなかったことにはなりません。

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

## 行政書士制度広報月間に係る3 県行政書士会 合同報道機関訪問

広報部 西岡 友美

日 時 令和7年9月25日(木)

午後3時30分～5時30分

訪問先 NHK名古屋放送局

視聴者リレーションセンター

センター長 丸山 昌吾様

広報デスク 堀 拓真様

中日新聞社

メディアビジネス局

局次長兼ビジネス2部長 藤浪 劍将様

ビジネス2部 野本 将史様

訪問者 愛知県行政書士会

副会長 内藤 広子

広報部次長 西岡 友美

岐阜県行政書士会

企画広報部長 玉置 啓昭様

企画広報部IT部会長 石井 俊行様

三重会行政書士会

広報部長 朝熊 祥文様

広報部副部長 小林 マイケルアンジエ

ロー様

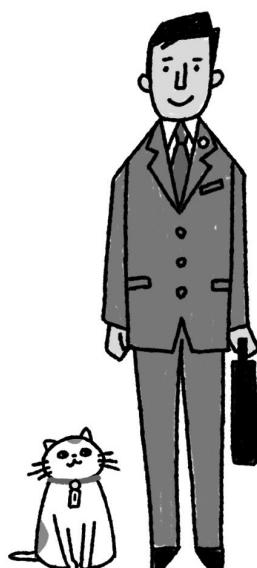


令和7年9月25日(木)、行政書士制度広報月間に向け、メディアへのPR活動として日本放送協会名古屋放送局および中日新聞社名古屋本社を訪問しました。NHK名古屋放送局では、視聴者リレーションセンター センター長 丸山昌吾様、同センター広報デスク 堀拓真様と懇談し、10月に実施する無料相談会について説明するとともに、支部ごとの開催日時・会場一覧をお渡ししました。また、行政書士制度が来年75周年を迎えることや、令和8年1月1日から施行される改正行政書士法の要領、特に無資格者による業務制限規定の明確化及び両罰規定の整備、行政書士の行政手続のデジタル化推進への寄与、特定行政書士の不服審査代理業務範囲の拡大等について紹介し、広くご理解をいただきました。

続いて訪問した中日新聞社では、メディアビジネス局 局次長 藤浪健将様、ビジネス2部 野本将史様にお会いし、事前にお渡しした無料相談会の概要書をもとに、広報月間の取組みについてご説明しました。

さらに、中日新聞社では翌9月26日(金)の朝刊に、今回の訪問に関する記事を掲載していただきました。大手新聞に取り上げられたことにより、広報月間や行政書士制度について広く市民に周知する大きな成果となりました。

今回の訪問は、メディアを通じた広報活動の強化につながり、広報月間のPRを大きく前進させる貴重な機会となりました。



# メディアも扱う（？）行政法

## 第11回 行政書士法改正後の特定行政書士

名城大学法学部教授 北見 宏介

本当は、前回の締め切りにも間に合うタイミングの出来事ではあったのだが、行政書士法が改正された。このことは今回、後半で触れることとして、次の記事の紹介から始めよう。

「楽天に提訴の資格なし」と国が反論 ふるさと納税ポイント禁止訴訟  
2025年9月16日 毎日新聞デジタル

ふるさと納税でポイントを付与する仲介サイトの利用を自治体に禁じる総務省の告示は過剰な規制で違法だとして、楽天グループ（東京都）が国に告示の無効確認を求めた訴訟の第1回口頭弁論が16日、東京地裁で開かれた。国側は「制度で保護されるべき利益があるのは納税者や自治体に限られ、楽天には訴訟を起こす資格がない」と主張し訴えの却下を求めた。

……

総務省は2024年6月、事業者間のポイント付与競争が過熱しているとして告示を改正。自治体は25年10月からポイントを付与する仲介サイトを使った寄付の募集が禁止される。

### ◆行政活動の内容に関わらない争点

事件で争点となっているのは、原告適格のようである。行政事件訴訟法9条1項は、処分の取消訴訟を提起し、実体判断（処分が違法であるか否か）を受けることができる者は「法律上の利益を有する者」に限られるとする。記事内の「保護されるべき利益」が原告にはないという国側の主張は、この点を述べるものだろう。「告示の無効確認」という請求は、いくつかの訴訟の形態が考えられるが、国側の主張からは、告示自体を行政処分と構成し、その無効確認を求めたものと推測される。告示の「取消」請求ではなく、「無効確認」請求であるのは、取消訴訟の出訴期間の徒過による。告示改正は2024年6月であった。処分の無効確認訴訟でも、取消訴訟と同じく「法

律上の利益を有する」ことが要求されている（行政事件訴訟法36条）。

なお、今回の無効確認請求の対象とされるのは、この連載の第1回で触れた「告示」である。告示それ自体は「お知らせ」の形式であり、常に行政処分と同じような扱いがなされるとは限らない。今回は、告示の内容に照らして、行政処分としての性格があるものとして訴えを提起したのであろう。

もしも記事内の国の主張が認められるならば、裁判所は、告示改正の内容に関する審査を行わない。仮に告示が違法であった場合でも、結論的には原告は敗訴する。見方によっては、行政活動の際に従るべき法規範への違反よりも、訴訟法のほうが重視されているという評価もできるかもしれない。

### ◆直接使わない知識の出題

原告適格は、行政書士試験でも頻繁に出題されてきた、行政法の典型論点であり、読者各位には馴染み説法、オオタニに野球指導の類かもしれない。ただ、行政事件訴訟の代理人になれるのは弁護士のみである。なぜ行政書士試験で、業務で直接用いない原告適格に関する出題が古くからなってきたのか。正確なところはよくわからないところであった。

もっとも、特定行政書士は、審査請求等の行政不服申立ての代理を、一定の場合に行なうことが可能となっている。行政不服審査法では、審査請求を行うことができる者の範囲について規定が置かれているわけではないが、訴訟と同じように、「法律上の利益」の存在が要求されている（有名な、いわゆる主婦連ジユース事件の最高裁判決（最三小判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁））。この点で、特定行政書士は直接用いることがあり得る知識ではあった。

とはいえ、審査請求の代理人となることができる者は、「行政書士が作成した」書類に係る許認可等に関する審査請求等であった（改正前の行政書士法1条の3第1項2号）。したがって、許認可の申請を行政書士が行っていたかを調査した上で、そうであると確認がとれた場合にしか、特定行政書士が申請

者以外の競業者や周辺住民の代理人となって審査請求を行うことができなかった。特定行政書士への依頼者がこの作業を行った上でやってくる、ということはやや想定しがたく、念頭に置かれていたのは、許認可の拒否処分をされた場面での審査請求の代理を特定行政書士が行うことであったといってよい。そうすると、特定行政書士にとってもまた、原告適格に関する知識はほぼ不要なものだった。

### ◆行政書士法改正

この状況を、こと特定行政書士に関しては劇的に変容させるのが、今年6月の行政書士法改正である。筆者は、新たに出版される行政書士法の条文解説書をまずは注文しているところであるが、日本行政書士会連合会の会長談話では、①行政書士の使命（改正後1条）、②行政書士の職責（改正後1条の2）、③特定行政書士の業務範囲の拡大（改正後1条の4第1項）、④業務制限規定における明確化（改正後19条）、⑤両罰規定の追加的整備（改正後23条の3）が改正のポイントとされている。

インターネット上の行政書士（／法人）による記事では、④に注目が向けられているようであるが、法制度のありようとしては、何よりも③の、行政書士が「作成することができる」書類に係る許認可等に関するものに審査請求の代理等の範囲が拡大された点が大きい。会長談話では、「悲願」という表現までが用いられている。

### ◆特定行政書士の業務の図式

今回の法改正で、特定行政書士は、申請時の行政書士の介在の有無によらず、審査請求等の代理が可能になる。ブラッシュアップ研修における事案文中の余計な前置きも不要となる。

これにより、まず第1には、申請の際には本人が申請を行ったけれども、これが拒否された場合において、特定行政書士に審査請求の代理を依頼するということが起こりうる。不許可処分の通知書では、審査請求が可能な旨の教示が記載されるが、その際の代理人になりうる者として、特定行政書士が存在することまでは記載されない。この点は、行政書士の側から周知することが求められるかもしれない。

他方で、第2には、申請が拒否されず許認可が与えられた場面で、相手方以外の第三者が審査請求を行う際に、特定行政書士を代理人とすることもある。この図式下の特定行政書士による代理を除外する立法趣旨であれば、条文上は、「許認可等に関する審査請求」ではなく「許認可等を拒否する処分に関する審査請求」と規定されていたはずである。

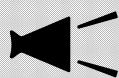
すでに述べたとおり、申請手続を行政書士が行っている場合、理屈の上ではこれまで特定行政書士が第三者の代理人として審査請求を行うこともあり得たが、行政書士による申請の有無が、あらかじめ明らかにされている必要があるため、あまり現実的な話ではなかった。しかし、今回の法改正により、許認可についてはほぼ例外なく、審査請求の代理を特定行政書士が行うことが可能である。

今回の紹介記事で対象となった告示は、申請に基づくものではないため、審査請求がなされる際に、特定行政書士が代理することは制度上できない。しかし、今回のような告示自体を争う事例は比較的小数であり、特定行政書士による審査請求の代理が可能な許認可は行政処分の多くを占める。そして許認可がなされたことへの審査請求では、記事と同じように、申立人適格の有無が争点となることが大いにあり得る。行政書士試験での出題事項の使いどころである。

原告適格に係る判例を素材としつつ、事件で問題となった許認可の仕組みの解説を行うことは、自身が担当する講義でも頻繁にある。特定行政書士には、許認可が拒否された事案の評価だけではなく、許認可がなされた事案に係る評価の目も求められることになる。この目が養われた特定行政書士は、まさに申請のエキスパートといえるだろう。

### ◆行政の違法が争われる社会と「街の法律家」

記事内の原告は、告示改正の当日から、反対署名キャンペーンという対応をとっていた。署名からさらに進んで、行政の違法を争うという対応に出たのが記事内の訴えである。印象論の域を出ないが、近時の傾向として事業者側が行政を相手にきちんと争う、訴えるという傾向がやや高まっている感を抱く。社会における法の意義が高まっているといえるかもしれない。行政相手の争いの局面では特定行政書士であっても、なおも制約は大きい。審査請求が認容されなかった場合の弁護士との連携（審査請求の手続がおかしかった場合、裁決の取消訴訟の提起を提案することがあるかもしれない）も必要であろう。とはいえ、社会における法の意義が高まっているならば、人々にとっての第一の窓口としての「街の法律家」、とりわけ特定行政書士の役割は増大しているといえよう。



## Information for Members —お知らせ—

### 研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和7年9月26日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	×
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3		663	R 6. 7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○
4		695	R 6.12.13	行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会	○	○
5	(総務部)※1 デジタル 推進本部	672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
6		678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会	○	○
7		721	R 7. 9.16	個人情報保護法の基本研修会 【掲載期限：(R 7) 2025年12月31日まで】	×	○
8	(総務部)※1 新事業推進本部	704	R 7. 2.28	災害復興支援員養成講座（第二回）	○	○
9		712	R 7. 4. 2	災害復興支援員養成講座（第三回）	○	○
10	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	×
11		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	×
12		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	×
13		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	×
14		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
15		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
16		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
17		668	R 6. 8.27	建設環境部業務研修会	○	×
18		683	R 6. 9.18	テーマ別建設業実務研修会（第3回）	○	○
19		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第4回）	○	○
20		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
21		693	R 6.12. 3	建設環境部業務研修会	○	○
22		694	R 7. 1.23	建設業関係業務履修講座	○	○
23		697	R 7. 1.30	テーマ別建設業実務研修会（第5回）	○	○
24		706	R 7. 3.17	建設環境部業務研修会	○	○
25		719	R 7. 8.26	建設環境部業務研修会	○	×
26		722	R 7. 9.25	建設環境部業務研修会	○	○
27	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	×
28		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	×
29		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	×
30		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	×
31		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	×
32		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
33		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
34		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
35		647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
36		661	R 6. 7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○

## お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
37	運輸交通部	666	R 6. 8. 5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○
38		669	R 6. 9. 2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○
39		689	R 6.12. 4	ローンの申請業務に関する研修会	○	○
40		690	R 6.12.18	自動車保有关係手続きのOSSに関する研修会	○	○
41		720	R 7. 8.27	自動車登録制度の基礎知識に関する研修会	○	○
42	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○	○
43		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	○	○
44		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
45		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
46		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
47		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
48		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	×
49		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	×
50		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	×
51		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	×
52		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
53		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	×
54		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	×
55		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○
56		670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○
57	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	×
58		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
59		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	×
60		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	×
61		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	×
62		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	×
63		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
64		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
65		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
66		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
67		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
68		688	R 6.11.29	農地法・都市計画法に関する研修会	○	○
69		691	R 6.12.19	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）	○	○
70		710	R 7. 3.18	行政書士業務に関する測量についての研修会	○	○
71	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	×
72		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	×
73		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
74		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	×
75		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	×
76		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
77		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続き研修会	○	×
78		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
79		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	×
80		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
81	法人経営部	617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
82		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
83		662	R 6. 7.29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
84		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
85		703	R 7. 2.14	特定受託事業者に係る取引の適正化などに関する法律（フリーランス新法）に係る研修会	○	○
86		716	R 7. 7. 9	医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会	○	○
87	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	×
88		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	×
89		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	×
90		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	×
91		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	×
92		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	×
93		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	×
94		608	R 4. 2.16	特定行政書士プラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
95		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	×
96		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	×
97		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	×
98		632	R 5. 3.15	特定行政書士プラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	×
99		633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	×
100		636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
101		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○
102		654	R 6. 2.28	特定行政書士プラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
103		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○
104		659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○
105		667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○
106		674	R 6.10. 2	民事信託に関する研修会①	○	○
107		676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○
108		677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○
109		711	R 7. 2.21	私法部実務研修会	○	○
110		715	R 7. 8.22	戸籍の読み解き方に関する研修会	○	×
111	旧) 企画情報部 ※ 2	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	×
112		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	×
113		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	×
114		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	×
115		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	×

※ 1 : 令和7年9月26日現在ホームページ上では（総務部）のタブで表示されます。新ホームページ移行後は委員会名に切り替わる予定です。

※ 2 : 企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

## ● ● ● 初心者向け業務相談のお知らせ ● ● ●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX (052-932-3647) またはメール (mo-gyoushu@staff-aichikai-gyousei.net) 送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承願います。

### 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について  
内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

### 運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

### 国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

### 土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

### 法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

### 私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

## 初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 國際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会員番号	
氏 名		電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647



今回は瀬戸市で開業されている金林伸洙会員の事務所を訪問しました。

金林会員は、6年に亘り東名支部の副会長を務めておられます。今回は日頃の業務や仕事への向き合い方などについてお話を伺いました。

一まず、開業の経緯を教えてください。

前職の信用組合職員時代に「なにわ金融道」という漫画作品の影響を受け、「勉強すれば前に進める」という思いから資格への挑戦を始めました。秘書検定や簿記検定などを取得後「行政書士は難しいが挑戦する意義がある」と思い、3回目の試験にやっとの思いで合格をして、平成27年1月に開業をしました。

一今年で11年目ですね。現在の主力業務を教えてください。

外国人支援と相続・遺言関係がそれぞれ約4割、車関連の仕事が約2割です。開業当初は車関連業務から始まり、その取引先社長が外国人だったので、在留資格や外国人の起業支援などに広がりました。相続・遺言業務は先輩先生の仕事を手伝いながら学び、現在は直接依頼を受けています。

一仕事のやりがいや、特に印象に残っている案件について教えてください。

行政書士の仕事は、文章で事を動かすことができる点が魅力です。例えば相続では、疎遠だった親類にも手紙で丁寧に事情を伝えることでご納得いただき、円満に手続きを進めることができます。また、

東名支部：金林 伸洙会員

会報委員 岩田 則子

既定の書類だけでは理由が伝わりにくい在留資格の申請も、申請に至る経緯背景を仔細に記した上申書を添えることで入管に理解してもらい、許可が下りることがあります。自分の文章が依頼者の役に立った時は、大きな達成感が得られます。

印象深い案件の一つは、小さな子供を残して来日し、日本で再婚した外国人女性からの相談です。時が経ち、故郷の国に残してきた子供を日本へ呼び寄せたいとの相談を受け、これまでの経緯や母親としての切実な思いをまとめ、申請書に添える手紙を作成しました。その手紙を読み聞かせた時、依頼人は涙を流し、無事に来日が認められた時には私自身も安堵に満ちた喜びを感じました。

一依頼者に喜んでもらえることは何よりの報酬ですね。今後の抱負をお聞かせください。

まずは現在受けている仕事を納期どおりにきちんとこなすことです。納期を守ることは信頼の第一歩です。今後は、個人や企業を包括的、継続的に支援する顧問契約のような形の仕事も少しずつ増やしていきたいと考えています。

一最後に、新人会員へのアドバイスをお願いします。

行政書士の業務は幅広く、開業当初はすべてが初めての仕事だと思います。来た仕事は積極的に受け、わからないことは先輩に相談しながら段階的に自分の業務として身に付けていくと良いでしょう。

金林会員は、地元瀬戸でも商工会議所青年部に所属して広くご活躍中です。体育学部出身の金林会員。最近はプールで泳ぐことを楽しみに、オープンウォーター大会にも出場される本格派です。公正を重んじ、相談者に冷静かつ真摯に向き合い自分の知見を惜しみなく注いで依頼に応える姿勢、金林会員の日頃の仕事ぶりから行政書士の心得を改めて教えていただきました。金林会員の今後益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

# 支部だより

中央  
支部

## 令和7年度暑気払い

会報委員 猪子 和美

日 時 令和7年7月25日(金)  
午後6時30分～8時30分  
場 所 名古屋 伏見 GRIGLIA Pagina (グリリア パージナ)  
出席者 81名



中央支部の暑気払いが名古屋伏見のGRIGLIA Pagina (グリリア パージナ)で行われました。小林幸弓会員の司会で、戸加里邦子支部長の挨拶から始まり、中央支部会員でもある愛知県行政書士会の竹田勲会長の乾杯の挨拶とともに会がスタートしました。

会場はウエディングにも利用されるお店で、店内はイタリアの邸宅をイメージした素敵なお内装です。料理は本格グリルをベースとしたイタリアンで、店内の雰囲気、料理の味はもちろんのこと、テーブルウェアに至るまで大変洗練されたお店でした。

着席スタイルでしたので、途中からは各テーブルを回って積極的に名刺交換をする新入会員も多く、終始賑やかな時間を過ごすことが出来ました。

あっという間の2時間でしたが、元支部長で現在は総務部長としてご活躍の中村美帆子常務理事から中締めの挨拶を頂戴し散開となりました。

酷暑の中81名もの多くの会員の皆様に参加していただき誠にありがとうございました。今年の暑さを払いのけてリフレッシュ出来たのではないでしょうか。

中央  
支部

## 令和7年度法人経営業務部会研修会

会報委員 猪子 和美

日 時 令和7年8月28日(木)  
午前10時～11時30分  
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室  
講 師 愛知県中警察署 生活安全課 ご担当者様  
テーマ 『生活安全課に係る許可申請  
(風俗営業許可、古物営業許可などの窓口  
での適正な手続について)』  
参加者 38名

中央支部の令和7年度法人経営業務部会研修会は、愛知県中警察署の生活安全課のご担当者様をお招きして『生活安全課に係る許可申請(風俗営業許可、古物営業許可など)の窓口での適正な手続について』をテーマに講義をしていただきました。

講義の前半は古物営業の申請について、事後に必要となる届出内容と届出先の警察署を詳しく事例を挙げてご説明いただきました。また、申請の際に事業者に確認すべきこと、申請に対して注意すべきこと等、細かい点についてもご説明していただきました。近年はインターネットの普及で古物営業の許可申請が増えており、スムーズな手続のためのアドバイスもしていただけました。

後半の講義は令和7年6月28日一部改正の風営法改正に関する内容でした。遵守義務や禁止事項等の法律も具体例を挙げて分かりやすく説明をして下さいました。

事前に受けた質問や、参加者からの質問の時間では、一つ一つ丁寧にご説明してくださいました。

今回の研修では、貴重なお話を拝聴することができて会員の皆様におかれましても有意義な研修になったかと思います。今回のご講義をいただいたご担当者様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

0  
知多  
支部

## 親睦研修会

会報委員 足立 朋香

日 時 令和7年7月26日(土)

午前8時～午後5時

場 所 八丁味噌の郷・岡崎城・男川やな・えびせんべいとちくわの共和国・駒立ぶどう狩り  
(親睦バス旅行)

参加者 70名



知多支部では、令和7年7月26日(土)日帰り親睦バス旅行を開催しました。

愛知県岡崎市八丁味噌の郷、岡崎城、男川やな、えびせんべいとちくわの共和国、駒立ぶどう狩りと盛り沢山の内容でした。

八丁味噌の郷では、味噌樽の見学や八丁味噌のソフトクリームを楽しみました。岡崎城を見学後、昼食会場の男川やなへ向かいました。岡崎市の山間を流れる男川沿いに居を構える男川やなでは、川遊びを楽しむながら自然の中で涼風にあたる方も多く、少しの間自然に癒されました。

昼食後、えびせんべいとちくわの共和国でお買い物を楽しみ、駒立ぶどう狩りへと移動しました。

向かう途中でのバスガイドさんのお話に刺激を受けて（ぶどう狩りで最高7房食べられたことがあるとおっしゃっていました）たくさんの「デラウェア」を堪能することができました。

猛暑の中での開催でしたが、夏休み期間中の開催ということもあり、お子様の参加も多く賑やかな行事となりました。

何年振りかの参加会員や初めて参加の会員も、普段なかなか交流の機会も限られているので、貴重な機会となりました。

企画・手配・準備等に携わっていただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。

0  
尾張  
支部

## 令和7年度第1回 支部研修会

会報委員 田中 としえ

日 時 令和7年8月1日(金)

午後3時30分～5時

場 所 ルネック会議室A

参加者 出席17名



尾張支部では、令和7年度第1回支部研修を開催いたしました。

春日井市消防署南出張所より救急救命士1名、救急隊員3名をお招きし、「応急手当講習(AED講習)～救命入門コース～」をテーマに講習をしていただきました。会員4～5名で4つのグループに分かれ、実践形式の講習でした。最初は人形を前に緊張もあり、なかなかスムーズに動けませんでしたが、お互いに声を掛け合いながら行う中で、次第に本番さながらの熱気が高まりました。また、グループの中での連携を通して一体感が生まれ、自然に会員同士の距離も縮まったように感じました。

研修終了後には懇親会が行われ、16名の会員が参加いたしました。心地よい疲労感と学びの余韻もあり、会話が弾み、ここでもまた会員同士の交流を深めることができました。

今回の経験は、いざという時に地域の皆様の一助となるかもしれないという自覚を持つきっかけとなりました。このような貴重で有意義な学びの場を頂いたことに感謝すると共に、この経験を活かし、今後地域の皆様のお役に立てるよう努めていきたいと思います。

0  
豊田  
支部

## 土地利用部研修会

会報委員 石原 遥

日 時 令和7年8月6日(水)

午後5時20分～7時

場 所 ジェンダー平等推進センター 情報交換室

参加者 20名



「手続条例、盛土規制法について（申請手続から検査までの現状、留意点）」と題された本研修会は、座談会形式で行われました。

最初は盛土規制法において設計者の資格を得るために必要な「宅地造成技術講習」の話から始まりました。土地利用部役員の内2名がこの講習を受講しており、その時の様子を実際の教材を示しながら話して下さりました。積み上げられた冊子の山とともに密な講義の話に、参加者一同やや怖気づきながらも様々な質問が飛び交いました。

そのまま話は盛土規制法全般に移りました。豊田市では他市に先駆けて昨年10月に規制が開始されました。申請を行った会員も増えてきたことから具体的な事例の話で盛り上りました。中でも多く取り上げされたのは完了検査についてでした。管理は？写真は？どこまで関わる？どんな問題がよく起きる？ベテラン会員の具体的な工事の進め方や現場管理のことまで踏み込んだ議論が交わされました。工事に関する現場知識は得にくいため、若手会員は熱心に耳を傾け、活発な質疑応答が続きました。

その後は手続条例について。令和6年12月の運用基準の変更点等について、それぞれ気になる点を出し合いました。

若手の会員からは普段は訊けないちょっとした疑問や不安点が挙げられ、ベテランの会員からは様々な事例やその実際の対応と結果を教えていただき、さらにそれらに対しての質問が挙がるなど、話の絶えないあつという間の一時間半でした。

0  
碧海  
支部

## 令和7年度第2回 支部研修会

会報委員 近藤 久美

日 時 令和7年8月8日(金)

午後3時30分～5時45分

場 所 刈谷市総合文化センター

中央生涯学習センター 401号室

講 師 中央支部 早川 忠会員

テーマ 『建設業法と建設業許可について』

参加者 19名



令和7年度第2回碧海支部研修会として、建設業の実務に精通している中央支部の早川忠会員を講師にお迎えし、「建設業法と建設業許可について」をテーマにご講義いただきました。

当日は、既に建設業許可業務に携わっているベテラン会員から、これから建設業に取り組もうとする新入会員まで、幅広い層が参加しました。

前半は、配置技術者等に関して現場でありがちな事例を挙げながら、ユーモアを交えて分かりやすく解説され、会場は時おり笑いに包まれました。

後半は、日頃よく寄せられる質問をケーススタディとして取り上げ、具体的な現場で起こり得る事例をもとに、実際にどのように事業者とやり取りをしているか、また業務上注意すべき点についても詳しく説明されました。参加者にとって、日々の実務に直結するリアルな内容を学べる貴重な時間となりました。

今回の研修は、既に業務に携わる会員にとっては理解をさらに深める機会となり、新たに取り組む会員にとってはその奥深さや魅力を知るきっかけとなるなど、参加者それぞれに大きな学びを得られるものとなったと思います。

名古屋  
支部

## 8月及び9月常設 無料相談会

会報委員 東 芳幸

日 時 令和7年8月19日(火)、9月16日(火)

午後1時～4時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計10名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて、毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和7年8月及び9月も予定通り開催致しました。

8月はかなりの猛暑で事前の予約もありませんでした。相談がないまま時間が過ぎていきましたが、終わりごろの時間になって2組の相談者の方がいらっしゃいました。時間の制約がある中でも相手の話をじっくりと聞き、的確なアドバイスをしていました。

9月の相談会も35度を超える猛暑日で、相談件数は3件でした。財産に関する相談がメインで、90歳近い方からの相談もありました。

常設無料相談会は一般の方からの相談を受けることがいちばんの役割ですが、相談員にとってはお互いの情報交換の場ともなっています。自分がいま進めている案件の話やかつて受任した仕事の話をしたり、相談が終わって相談者が帰られた後、その内容について「こういう視点からみたらどうだろうか」「そもそもその問題はこういうところにあるのではないだろうか」といった具合に、相談員同士でさらに深堀りすることもあります。こういった相談員同士のやりとりが、特に新人相談員にとって貴重な勉強の機会となっていることに、相談会の一つの大きな意義があると思っています。

名南  
支部

## 業務基礎研修会お よび名刺交換会

会報委員 萩原 裕美

日 時 令和7年9月19日(金)

研修会 午後1時30分～4時30分

名刺交換会 午後5時～7時30分

場 所 研修会 日本特殊陶業市民会館

「3F第一会議室」

名刺交換会 炉端焼き 燻銀

参加者 支部会員29名



今回の業務研修会は、支部長の挨拶に始まり、行政書士制度の歴史についてのお話をいただきました。支部長からは、行政書士としての心構えや、長年にわたる制度の歩みについても触れられ、入会間もない会員にとっても学びの多い内容となりました。

その後、各分野に精通した先輩会員が講師を務め、業務の実務上のポイントや、普段の研修会ではなかなか聞けない裏話なども交えて講義をしていただきました。具体的な事例や経験談を聞くことで、各分野の業務の流れや注意点を理解することができ、支部内で相談できる先輩会員の存在を確認できる貴重な機会となりました。講師それぞれの経験に基づくアドバイスやユーモアもあり、和やかな雰囲気の中で聞くことができました。参加者が熱心に耳を傾ける姿も印象的でした。

研修会後の名刺交換会では、入会2年以内の会員が自己紹介をし、それぞれの前職について話しました。多様な経験を持つ会員同士が互いの経歴を知ることで、支部内のつながりをより強くする場となり、新入会員と先輩会員との交流を深めるきっかけとなりました。参加者同士でも活発な意見交換が行われ、終始和やかな雰囲気の中で交流を深めることができました。

0  
昭和  
支部

～まずはお試し、やってみよう！～  
第1回交流会「べらぼうに  
美味しい軽食とともに」

会報委員 小林 圭輔

日 時 令和7年8月20日(水)  
午後0時30分～2時  
場 所 虹色スタジオ（レンタルスペース）  
テーマ 『支部役員と登録後3年未満の会員との交  
流～まずは、やってみよう！～』  
出席者 17名



#### 開催の目的

「行政書士としての一歩を踏み出したばかりで、  
ちょっと不安…」「支部の先輩方って、どんな人なん  
だろう？」

そんな新入会員の皆さんのお悩みを解消すべ  
く、支部役員と気軽に交流できる座談会を企画しま  
した！美味しい軽食を囲んで、ざっくばらんに語り  
合う時間を持つことを目指しました。

#### 軽食のご紹介

今回、交流のお供としてご用意したのは、以下の

#### 絶品軽食たち！

- ・エスニ克斯（地下鉄鶴舞線植田駅近く）さん  
のボリューム満点サンドイッチ
  - ・洋菓子店slow（地下鉄鶴舞線いりなか駅近く）  
さんの、外はカリッ、中はもっちりなカヌレ
- 参加者の皆さんからも、「美味しかった！」と大好評でした！

#### 交流会の様子

当日は、正副支部長5名と様々な不安を抱えて震  
えている新入会員（会歴3年未満）12名が参加。

前半は、支部役員がそれぞれの専門分野や、開業  
したての頃の苦労話、そして「これだけはやってお  
け！」という営業のコツなどを熱く語りました。普  
段はなかなか聞けない貴重な話に、参加者も真剣に  
耳を傾けていました。

後半は、座談会形式となり、新入会員の皆さんか  
らの質問タイム！「この業務ってどう進めるの？」  
「どうやって仕事を取るの？」といった、リアルな  
疑問に役員が丁寧にアドバイス。まるでカフェで先  
輩に相談しているような、和やかな雰囲気となりま  
した。

参加者からは、「質問時間がもっと欲しかった！」  
「席替えもできたら嬉しいな」といった、前向きな  
ご意見もいただきました。

今回の交流会で得たヒントをもとに、今後は新入  
会員だけでなく、中堅会員やベテラン会員も、登録  
歴に関係なく、気軽に情報交換ができる楽しいイベ  
ン等を企画していく考えでおりますので、今  
後の昭和支部の活動にご期待ください！

#### ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

**Q** 許可取消しの処分を受けるときには、理由は示されるのですか？

**A** 役所は、許可取消しのような不利益処分をする場合には、原則として、同時にその理由を示さなければなりません。不利益処分が書面で行われるときには、理由も書面で示されなければなりません。

これにより、示された理由が不当だと思うときは、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく訴訟などを起こす場合に、その争点がわかりやすくなります。

ただし、緊急に不利益処分をしなければならない場合は、不利益処分に際しての理由の提示が省略され、不利益処分後に示されることもあります。

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

## 名古屋 支部

# 研修会

会報委員 東 芳幸

日 時 令和7年8月22日(金)

午後6時30分～8時

場 所 ウインクあいち

参加者 32名



名古屋支部では8月22日(金)、ウインクあいちにて研修会が開催されました。

「専門分野別 実務に役立つ超有料級のはなし」と題し、それぞれ専門業務を持つ名古屋支部のベテラン行政書士5名が講師としてテーマに沿って発言していました。建築関連業務、相続業務、自動車関連業務、外国人関連業務、土地利用業務に精通した行政書士が、自らの実務経験を交え、他士業との連携はどうあるべきか、書籍をどう読み込むか、業務における失敗をいかに防ぐか、といったテーマについて熱く語り、参加者は熱心に耳を傾けていました。実践的な話に加え、自らの目指す行政書士像、仕事に対する姿勢といった内容も話題として取り上げられました。

ちなみに話すテーマは、あらかじめ用意した6つのテーマに番号を振り分け、支部長がサイコロを振って決めるというユニークな方法で選ばれました。

その後、各専門ごとに分かれてグループディスカッションを行いました。講師と参加者が思い思いに発言し、講師からのさらなる実践的なアドバイスと参加者からの熱心な質問で議論は大きく盛り上がりました。

終わった後は場所を移して食事交流会が開かれ、会員同士の親睦を深める場となりました。

## 東名 支部

# 暑気払い2025

会報委員 岩田 則子

日 時 令和7年8月23日(土)

午後6時～8時30分

場 所 ホテルプラザ勝川

「カフェレストラン ソレイユ」

出席者 24名



東名支部では、暑い夏を乗り切り銳気を養うため、春日井市のホテルプラザ勝川「カフェレストラン ソレイユ」で暑気払いを開催しました。ホテルからは支部管内を回る送迎バスを出していただきました。

今年度の新入会員4名も含め24名が参加し、会員同士の親睦を深める有意義な機会となりました。

勝友香梨副支部長の司会進行のもと神谷昌良支部長の挨拶に続き、子安幸代本会副会長から特定行政書士研修の紹介を含む挨拶がありました。続いて河本清孝会員の発声で乾杯し、コース料理がスタートしました。

ホテルレストランならではの料理は、オードブルからデザートまでどれも美味しく、器や盛り付けもおしゃれでした。ビールやワインなどのアルコール類、ソフトドリンクも飲み放題で満足度の高い内容でした。

食事中に出席者が一人ずつ自己紹介を行い、その後は名刺交換や情報交換が活発に行われました。

最後は玉井徹会員の挨拶と万歳三唱で、和やかな雰囲気の中、盛会のうちに開きとなりました。

連日の猛暑により疲れが蓄積していましたが、おいしい料理と冷えた飲み物で元気を取り戻せました。今回の暑気払いが、会員同士の一層の交流とネットワーク拡大につながることを願います。

0  
一宮  
支部令和7年度第1回  
土地利用部会研修会

会報委員 深川 範江

- 日 時 令和7年8月26日(火)  
 午後6時～7時30分  
 場 所 尾張一宮駅前ビル(iビル)  
 講 師 一宮支部 永田 修吾会員  
 テーマ 『初心者向け建築許可申請』  
 (都市計画法第34条第1号)  
 参加者 13名(他支部1名)



一宮支部では令和7年度第1回土地利用部会研修会を開催しました。

講師は一宮支部の土地利用部会副部会長で経験豊富な永田修吾会員がされ、初心者向けに都市計画法第34条第1号の建築許可申請について講義をして頂きました。

都市計画法第34条第1号許可基準は、都市計画法に基づいて市街化調整区域内で開発行為を行う際に適用される基準の1つです。市街化調整区域は市街化を抑制して無秩序な開発を防ぐことを目的とした区域で原則として建物の建築は制限されていますが、公益上必要な自己の業務の用に供する建築物で用途などの要件により許可されると話されました。またいかにして建築許可を得るかということに関して実際のご経験をもとに提出書類の記入の仕方や一宮市と稲沢市で提出の書類が異なることなどの注意点等を詳しくかつ丁寧に説明していただきました。また、許可が難しい案件もあるので要件を確認する必要があるとのアドバイスをいただきました。

参加された会員にとって実りの多い研修会になったと思います。

0  
東三  
支部令和7年度第1回  
国際私法部会研修会

会報委員 萩原 匡峻

- 日 時 令和7年8月29日(金)  
 午後1時30分～4時  
 場 所 中部生涯学習センター集会室  
 講 師 梶川 政美様  
 (元名古屋法務局国籍課係長)  
 参加者 33名



東三支部では令和7年度第1回国際私法部会の研修会において、名古屋法務局の職員であった梶川政美様を講師にお迎えし、「ケース別遺産分割協議書作成について」をテーマにご講義いただきました。

講義の前半では、相続業務の基礎知識である「法定相続人・法定相続分」について、条文を交えながら確認をしていきました。講義では、実際の戸籍謄本を基に出生～死亡までの戸籍の見方だけでなく、実際の市役所への請求方法の詳細まで説明していただきました。

後半では、基本的な遺産分協議書の記載事例や「数次相続」や「代襲相続」の場合の遺産分割協議書の作成についても触れていただきました。また、協議書だけでなく、実務で取り扱いに悩むことが多い、遺産分割協議証明書についても触れていただき、とても有意義な時間となりました。

今回の研修会は、初めての参加者からベテラン会員まで幅広い参加者もみえ、業務の関心の高さがうかがえました。

研修終了後には、参加者からの質問時間を設けさせていただき、「相続人の判断能力の有無」や「契印の有効性」について実務的な質問が多数寄せられ、一つひとつ丁寧にご回答いただきました。本研修を通じて、改めて相続業務の基礎と実務の奥深さを学ぶことができ、非常に実り多い研修となりました。

0  
海部  
支部

## 研修会 行政書士が法務局と関わる業務

会報委員 須田 充

日 時 令和7年9月5日(金)  
午後6時30分～8時  
場 所 津島市生涯学習センター  
住 所 津島市萩原町字椋木5番地  
講 師 名古屋法務局 高山 正英様  
参加者 27名



今回の研修では、名古屋法務局の方にご出張していただきました。特に心に残ったのは、令和6年4月から始まった相続登記の義務化です。相続で不動産を取得した場合は3年以内に登記をしなければ過料の対象になるとお話しは、私たちの身近な業務に直結するもので、所有者不明の土地の問題に社会全体で取り組んでいることを実感いたしました。また、令和8年からは住所変更登記を放置した場合にも罰則があると伺い、常に情報を新しく保つ姿勢が求められる時代になったのだと改めて感じました。

さらに、利用しない土地を国に返還できる「相続土地国庫帰属制度」は、相談者にとって安心につながる制度である一方で、条件や費用について正しく理解していただくことが大切だと気づきました。行政書士として、こうした制度をやさしく丁寧に説明する役割を果たしたいと思います。

また、自筆証書遺言書保管制度や法定相続情報証明制度についてのお話も印象的でした。相続人の負担を軽くし、手続をスムーズにする仕組みは、依頼者の方々にぜひご紹介ていきたいと感じました。

今回の研修を通じて、制度の知識を深めるだけでなく、依頼者に寄り添い安心を届けることの大切さを学びました。そして何より、講師が一つひとつの制度を私たちにも理解しやすいよう丁寧にご説明くださったことに、心から感謝申し上げます。この貴重な学びを胸に、今後の業務にしっかりと活かしてまいります。

0  
尾張  
支部

## 令和7年度 支部旅行 「ひのとりで行く大阪」

尾張支部 神戸 研人

日 時 令和7年9月6日(土)  
場 所 大阪「なんばグランド花月」  
参加者 20名



「なんでやねん！」——そんな突っ込みが聞こえてきそうなほど、笑いと笑顔にあふれた一日。それが9月6日に実施された尾張支部の支部旅行でした。人気の近鉄特急「ひのとり」のプレミアムシートで大阪へ出発。普段はなかなか予約が取れない豪華な座席に身を沈めながら、早くも会話が弾み、車内からすでに交流はスタートしていました。

今回の支部旅行は募集開始同時に満員御礼、やむなく受付終了となったほどの人気企画。さらにキャンセルが出た際も、わずか数時間で応募が相次ぐ盛況ぶりで、多くの期待を集めての出発となりました。

昼食は名店「千房」で本場のお好み焼きを堪能。熱々の鉄板を囲みながら「おいしい！」と自然に笑顔がこぼれ、普段の会合ではなかなか見られないリラックスした姿が印象的でした。

そして午後は「なんばグランド花月」へ。漫才の最中には、あの西川きよし師匠から「尾張支部さんが来てくれています！」と団体紹介されるサプライズ。会場中から拍手が起り、「まさか自分たちが紹介されるとは！」と驚きと喜びでまた笑顔。さらに、この日の新喜劇は10月にテレビ放送される収録回であり、観客としてその場に居合わせるというレアな体験もできました。

こうして移動から食事、舞台鑑賞に至るまで、終始笑顔と交流が絶えることなく続いた今回の旅行。会員同士の絆は一層深まり、「また参加したい」との声も多く聞かれました。尾張支部らしい温かさと笑顔に満ちた一日は、心に残る素晴らしい旅行となりました。

0  
岡崎  
支部

## 令和7年度 支部旅行

会報委員 三浦 知美

日 時 令和7年9月6日(土)

午前8時～午後7時

場 所 岐阜・滋賀

参加者 25名



9月の第1週目の土曜日に支部親睦旅行を実施しました。前日の大雨とは打って変わり晴天に恵まれ絶好の旅行日和となり、総勢25名を乗せたバスは岐阜・滋賀県へ向けて出発しました。

最初に訪れたのは、金山の総鎮守として知られる南宮大社。荘厳な雰囲気の中で参拝し、心静かに日々の感謝と旅の安全を祈願しました。

昼食は、人気の「ステーキハウス花伊吹」にて、目の前の鉄板で繰り広げられる華やかなパフォーマンスに感嘆の声が上がり、芳醇な味わいの近江牛を堪能しながら自然と会話も弾み、和やかな歓談とともに贅沢なひとときを過ごしました。

午後は、光を受けて輝くサンキャッチャー製作体験。幸運を呼ぶといわれるオリジナル作品作りに、皆様真剣かつ楽しげに取り組まれていました。

続いて訪れた彦根城では、「参拝班」と「散策班」に分かれ、それぞれに歴史と風情を満喫。国宝天守の威容に触れる方、城下町を散策される方と、思い思いに近江の魅力を楽しみました。

帰路の車中では恒例のbingoゲームで盛り上がり笑顔のうちに旅を締めくくりました。

今回の旅行は、光と歴史、そしてグルメを存分に味わう充実の一日となり、会員相互の親睦を深めるよい機会となりました。

0  
一宮  
支部

## 令和7年度 第1回全体 研修会 尾北支部・一宮 支部合同開催

会報委員 深川 範江

日 時 令和7年9月19日(金)

午後6時～7時45分

場 所 尾張一宮駅前ビル（iビル）2階大会議場

講 師 愛知県行政書士会 子安 幸代副会長

テ マ 『補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求書の基本と実務のポイント』

参加者 30名（尾北支部13名・一宮支部11名・他支部6名）



一宮支部では、令和7年度第1回全体研修会をiビルにて尾北支部と合同で開催しました。

今回の研修は愛知県行政書士会の子安幸代副会長を講師にお迎えして補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求書の基本と実務のポイントについて講義をしていただきました。

行政書士法と行政書士制度の基礎知識について詳しく説明していただきました。行政書士業務拡大にともない行政書士法と職務基本規則を正しく理解することが必要だと学びました。

また、職務上請求書の適正使用については、職務上請求書と委任状の違いと使い分けについて学び、職務上請求書が行政書士に認められていることの重要性と責任の重さをさらに痛感しました。

また、補助者・使用人行政書士の業務の制限や適正な指導監督についても学びました。

今回の研修で、補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求書の基本的な考え方から実務上の取り扱い、そして運用上の注意点まで講師の子安副会長がとても分かりやすく講義してくださいました、参加した会員にとってもより深く理解できた有意義な講義になったと思います。

今回の研修で得たことを行政書士業務に生かしていきたいと思います。

0  
豊田  
支部

## 豊田支部＆国際・ 私法部合同研修会

会報委員 石原 遥

日 時 令和7年9月19日(金)

午後3時～5時

場 所 ジェンダー平等推進センター 情報交換室

講 師 太田 昌宏会員

テーマ 『生成AIによる業務効率化』

参加者 16名



「生成AIに関心はあるものの、何から始めればよいか分からない」といった会員からの声に応える形で、本研修会が開催されました。案内文に添付されたレジュメには「※このレジュメはAIで作成しています。」との一文があり、驚きと共に研修が始まりま

した。

研修は実践形式で進行し、まずは各自持参したパソコンや携帯を用いてChatGPTに文章を入力するところから始まりました。「農地転用のFAQを作成」「中学生にも分かるように」「行政書士への依頼を促す内容に」など、行政書士業務に即した具体的な指示を与えながら、文章生成の可能性を体感しました。続いて画像生成にも挑戦し、「○○を描いて」「写真をジブリ風に」など、視覚的な表現の広がりにも触れることができました。

実際に操作を行った後は座学に移り、生成AIの仕組みや注意点についての解説が行われました。特に文責の所在や個人情報の取り扱いについては慎重な姿勢が求められること、AIのアルゴリズムと入力データの関係性、誤情報や古い情報が反映される可能性、さらには入力した内容が他の利用者への回答に転用される可能性など、実務に活用する上での留意点が丁寧に説明されました。

研修の終盤には、実務に役立つ具体的な活用方法についても紹介があり、参加者からは次々と質問が寄せられるなど、非常に活発な雰囲気の中で進行しました。生成AIの可能性と課題をバランスよく学ぶことができた、充実した研修会となりました。

なお、本文章は筆者が概略を書いた文章を、筆者の文体を記憶させたCopilotが整文・加筆したものです。

### ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

**Q** 許可取消しの処分を受けることになりそうなのですが、事前に反論の機会はないのでしょうか？

**A** 役所は、許可取消しのような不利益処分をしようとするときは、原則として、一定の方針で相手方の反論を聴くことになっています。この手続は、予定されている不利益処分の内容によって2通りに分かれます。

1. 営業許可の取消しのような比較的重い不利益処分を行う場合…「聴聞の手続」

「聴聞の手続」は、不利益処分を行う役所の職員の中から選ばれた職員が主宰し、不利益処分の対象予定の人から、口頭で意見を述べたり、証拠書類を提出したり、役所に対して質問をすることができる手続です。また、不利益処分の理由となる事実を証明する資料などの閲覧を求めるかもしれません。聴聞の結果は、聴聞調書及び報告書としてまとめられ、役所は、不利益処分の決定をすると、これらの内容を十分参照することになっています。

2. 営業許可の停止のような処分を行う場合…「弁明の機会の付与の手続」

「弁明の機会の付与の手続」は、不利益処分の対象予定の人から、弁明書や、証拠書類を役所に提出する手続です。なお、上記1の「聴聞の手続」と比較してその内容が軽い不利益処分を対象とする手続であるため、口頭で意見を述べることや、不利益処分の理由となる事実を証明する資料などの閲覧が認められていません。

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

# R/e/p/o/r/t

—事務局—

## ■令和7年8月

1日(金)	竹田会長以下3名 小牧市役所とのマイナンバーカード事業締結式出席 竹田会長以下2名 中地協理事会出席
3日(日)	蓬田常務理事 中日平和友好交流会出席
4日(月)	特定行政書士委員会開催
5日(火)	新規登録受付 正副会長会開催 部長会開催 ADR手続説明会 渡辺副会長、蓬田常務理事 中日経済交流懇談会出席
6日(水)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席
7日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 竹田会長以下14名 日行連 各部・委員会等全体会出席
8日(金)	竹田会長以下14名 日行連 各部・委員会等分科会出席
12日(火)	本会常設無料相談会 会報9月号校正会議 建設環境部業務相談会開催
13日(水)	建設環境部業務相談会開催 国際部業務相談会開催
18日(月)	登録証交付式 苦情関係三委員会合同会議開催 蓬田常務理事、山田理事 県社会福祉会来訪対応
19日(火)	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 建設環境部会開催 新事業推進本部会議開催 ADR手続説明会 建設環境部業務相談会開催
20日(水)	子安副会長 愛知県災害復興支援士業連絡会定例会出席
21日(木)	竹田会長 日行連 棚橋泰文衆議院議員国政報告会出席 土地利用業務の基礎知識に関する勉強会(第1回)開催 芳賀副会長以下4名 県警察本部、暴力団追放センター、風俗環境浄化協会訪問
22日(金)	竹田会長 日行連 国際部門会議出席 戸籍の読み解き方にに関する研修会開催 私法部会開催
25日(月)	渡辺副会長 日行連 韓国対応プロジェクトチーム会議出席 国際部初心者向け国際業務研修会開催
26日(火)	建設環境部業務研修会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
27日(水)	自動車登録制度の基礎知識に関する研修会開催 苦情対応委員会開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
28日(木)	竹田会長 日行連 福井会改正行政書士法解説出席 災害復興支援員養成講座(第3回)開催 子安・芳賀副会長 愛知県災害対策課訪問
29日(金)	部長会開催 法務部会開催 職務上請求書委員会(親族調査チーム)開催

## ■令和7年9月

1日(月)	子安副会長 日行連ADR推進本部会議出席 広報部会開催
2日(火)	国際部会開催 ADR手続説明会
3日(水)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 災害復興支援員養成講座(第3回)(豊橋会場)開催 渡辺副会長、岩崎常務理事 日本自動車販売協会連合会・県警本部との懇話会出席 渡辺・内藤副会長 親族調査名古屋市高齢福祉課訪問
4日(木)	新規登録受付 竹田会長 日行連 常任理事会出席 監察委員会開催
8日(月)	八十川常務理事 日行連 運輸交通部会出席 竹田会長以下4名 県法務文書課訪問 野崎常務理事、本田理事 自由業団体第2回当番会第132回定例会・懇親会出席 子安・芳賀副会長 名古屋市地域振興課來訪対応
9日(火)	本会常設無料相談会 岩崎常務理事 日行連 OSS委員会出席 正副会長会開催 綱紀委員会開催 第2回試験正副サブ責任者会議開催
10日(水)	理事会開催 部長会開催 子安副会長、中村常務理事 新会員管理システムにおけるオンライン申請等に係る単位会向け説明会出席
11日(木)	建設業における外国人の雇用に関する研修会開催 国際部業務相談会開催
12日(金)	竹田会長 日行連 第21回行政書士制度に関する研究会出席 初心者対象Jw_cad活用基礎研修会①開催 法人経営部会開催
16日(火)	個人情報保護法の基本研修会開催 デジタル推進本部会議開催 ADR手続説明会
17日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、会長会出席 特定行政書士委員会開催
18日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会、会長会出席
19日(金)	竹田会長 日行連 会長会出席 初心者対象Jw_cad活用基礎研修会②開催
22日(月)	登録証交付式 法務部会開催
24日(水)	運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
25日(木)	竹田会長 日行連 知的財産部門会議出席 建設環境部業務研修会開催 新事業推進本部会議開催 内藤副会長、西岡理事 3県合同広報月間報道機関訪問 子安副会長、杉浦理事 県警本部生活経済課・交通検査課訪問
26日(金)	一般倫理研修DVD会館受講開催 申請取次行政書士管理委員会開催
29日(月)	会報11月号編集会議 竹田会長 コスモスあいち総会出席 竹田会長 中国成立七十六周年中国名古屋総領事館設立二十周年祝賀会開催
30日(火)	特定行政書士考査対策研修会①開催 正副会長会開催 石川理事 総務省「一日合同行政相談所」(豊田会場)出席



# 会員の動向



令和7年9月10日現在

個人会員数 3,436人  
法人会員数 113法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第25194508号  
 会員番号 第7288号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 大塚 剛司

事務所 行政書士オフィス 大塚  
 犬山市大字橋爪字下前田14番地19  
 電話番号 090-2685-2012 所属支部 尾北



登録番号 第25194512号  
 会員番号 第7292号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 岡崎 友子

事務所 TOMO行政書士事務所  
 安城市高棚町郷457番地1  
 電話番号 090-9614-5452 所属支部 碧海



登録番号 第25194509号  
 会員番号 第7289号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 門井 淑子

事務所 行政書士 門井事務所  
 知多市大興寺字平井152番地  
 電話番号 090-1095-4978 所属支部 知多



登録番号 第25194513号  
 会員番号 第7293号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 犬飼 和昭

事務所 行政書士犬飼和昭事務所  
 名古屋市天白区平針一丁目106番地 スパイラルホーム107号  
 電話番号 090-3425-4153 所属支部 昭和



登録番号 第25194510号  
 会員番号 第7290号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 住田 嘉治

事務所 行政書士住田嘉治事務所  
 愛西市須依町北前2368番地3  
 電話番号 0567-25-2418 所属支部 海部



登録番号 第25194514号  
 会員番号 第7294号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 田村 直子

事務所 らな行政書士事務所  
 名古屋市中村区砂田町三丁目28番地 サンパーク木村3 202号室  
 電話番号 070-9033-1567 所属支部 名古屋



登録番号 第25194511号  
 会員番号 第7291号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 犬塚 陽介

事務所 プラスワン行政書士事務所  
 岡崎市羽根町字東ノ郷9番地20 FREATIME98 301  
 電話番号 070-9143-8104 所属支部 岡崎



登録番号 第25194515号  
 会員番号 第7295号  
 入会年月日 令和7年8月1日  
 氏名 古谷 信幸

事務所 古谷行政書士事務所  
 刈谷市板倉町3丁目12番地16  
 電話番号 0566-24-0772 所属支部 碧海



登録番号 第25194516号  
会員番号 第7296号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 野畠 真子

事務所 この葉つなぐ行政書士事務所  
春日井市堀ノ内町4丁目2番地16  
電話番号 080-1612-7948 所属支部 尾張



登録番号 第25194521号  
会員番号 第7301号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 安井 尚郎

事務所 安井尚郎行政書士事務所  
名古屋市中区橘一丁目26番18号 D-フラット東別院2F  
電話番号 052-331-0090 所属支部 中央



登録番号 第25194517号  
会員番号 第7297号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 長島 朋美

事務所 ともみ行政書士事務所  
名古屋市西区則武新町二丁目11番58号（ライオンズガーデン則武903号）  
電話番号 052-582-8288 所属支部 西北



登録番号 第25194522号  
会員番号 第7302号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 伏屋 申治

事務所 スタートアップ行政書士伏屋事務所  
名古屋市北区水切町三丁目35番地1 DEVELD水切302号室  
電話番号 090-8422-0557 所属支部 西北



登録番号 第25194518号  
会員番号 第7298号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 藤居 博

事務所 行政書士藤居博事務所  
西尾市米津町宮前10番地4  
電話番号 080-3624-1125 所属支部 西尾



登録番号 第25194523号  
会員番号 第7303号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 伴 由佳

事務所 セレニテ行政書士事務所  
一宮市本町4丁目17番6号 バウ浅野301号室  
電話番号 0586-50-2811 所属支部 一宮



登録番号 第25194519号  
会員番号 第7299号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 有坂 裕一

事務所 行政書士オフィスA  
豊明市二村台4丁目16番地13  
電話番号 0562-93-3828 所属支部 名南



登録番号 第25194524号  
会員番号 第7304号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 五味 遥

事務所 みなと行政書士法人 入管前事務所  
名古屋市港区川西通五丁目39番地1  
電話番号 052-387-8886 所属支部 名古屋



登録番号 第25194520号  
会員番号 第7300号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 石文 妙子

事務所 石文妙子行政書士事務所  
江南市尾崎町桐野47番地6  
電話番号 0587-56-8488 所属支部 尾北



登録番号 第25194525号  
会員番号 第7305号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 濱田 裕加

事務所 行政書士法人想 澤田オフィス  
江南市上奈良町神明241番地  
電話番号 0587-56-2413 所属支部 尾北

## 会員の動向



登録番号 第25194526号  
会員番号 第7306号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 三浦 祐介

事務所 行政書士事務所アンドシード  
名古屋市中区千代田2丁目24番16号 伊勢通ビル3階  
電話番号 052-990-3442 所属支部 中央



登録番号 第25195078号  
会員番号 第7312号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 秦野 哲好

事務所 はたの行政書士事務所  
名古屋市北区稚児宮通2丁目48番地の2  
電話番号 090-5637-7468 所属支部 西北



登録番号 第25194527号  
会員番号 第7307号  
入会年月日 令和7年8月1日  
氏名 辻 翔貴

事務所 行政書士法人アベニール 名古屋事務所  
名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館9階  
電話番号 052-433-2290 所属支部 名古屋



登録番号 第25195079号  
会員番号 第7313号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 小野木 浩志

事務所 小野木行政書士事務所  
名古屋市北区柳原三丁目4番4号 カーサ柳原205号室  
電話番号 090-6591-5688 所属支部 西北



登録番号 第25195075号  
会員番号 第7309号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 近藤 恒明

事務所 行政書士近藤事務所  
豊明市阿野町大代160番地  
電話番号 0562-98-8538 所属支部 名南



登録番号 第25195080号  
会員番号 第7314号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 杉浦 泰雄

事務所 行政書士杉浦泰雄事務所  
江南市小松町本郷141番地  
電話番号 0587-74-4057 所属支部 尾北



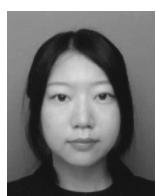
登録番号 第25195076号  
会員番号 第7310号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 小栗 真理子

事務所 行政書士事務所ユアサポート  
名古屋市北区福德町四丁目30番地4  
電話番号 080-4639-7921 所属支部 西北



登録番号 第25195081号  
会員番号 第7315号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 板倉 真

事務所 板倉真行政書士事務所  
豊川市三蔵子町中荒古23番地  
電話番号 0533-95-4712 所属支部 東三



登録番号 第25195077号  
会員番号 第7311号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 酒井 華

事務所 リンデンバウム行政書士事務所  
半田市旭町四丁目58番地1(リンデンバウム)3 200号室  
電話番号 090-9910-9662 所属支部 知多



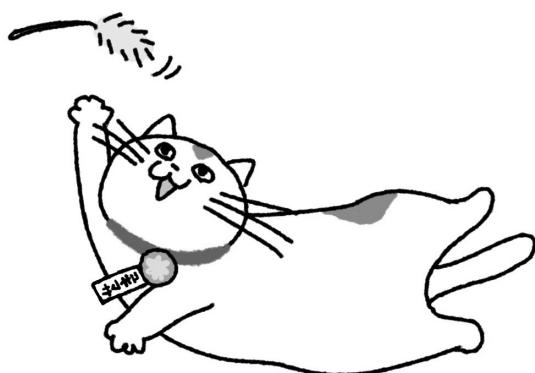
登録番号 第25195082号  
会員番号 第7316号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 横川 太一

事務所 行政書士横川太一事務所  
名古屋市千種区計谷町4番地の1(ヴィークステージ茶屋ヶ坂S-1104号)  
電話番号 052-990-3904 所属支部 中央



登録番号 第25195083号  
会員番号 第7317号  
入会年月日 令和7年9月1日  
氏名 長友 博文

事務所 行政書士法人F&Partners 名古屋事務所  
名古屋市中区栄二丁目6番1号  
電話番号 052-990-1706 所属支部 中央



## 退会者のお知らせ

令和7年9月10日現在

支部	氏名	退会日
中央	仙石秀久	令和7年7月15日
海部	浅井佐智子	令和7年7月15日
碧海	山田高嗣	令和7年7月24日
西尾	安田真司	令和7年7月29日
中央	上田省三	令和7年7月31日
名南	梅本君明	令和7年7月31日
東三	水谷順平	令和7年8月8日
東三	大久保有紀子	令和7年8月15日
名古屋	北川初男	令和7年8月20日
中央	永井孝幸	令和7年8月22日
昭和	飯田彩乃	令和7年8月25日
知多	倉地慎一郎	令和7年8月25日
名南	鳥居尚子	令和7年8月28日
岡崎	小泉克城	令和7年8月29日
西尾	香村俊浩	令和7年8月31日
名南	水野稔	令和7年9月1日
西北	犬飼隆	令和7年9月3日
中央	中村慎志	令和7年9月4日
名古屋	神戸正康	令和7年9月10日

## ご逝去会員のお知らせ

碧海支部 山田忠夫 会員 令和7年7月27日ご逝去 (享年82歳)  
碧海支部 野村昌司 会員 令和7年8月21日ご逝去 (享年70歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会  
会長 竹田 勲

## 新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号	第2509701号
会 員 番 号	第H142号
入 会 年 月 日	令和6年12月12日
法 人 の 名 称	行政書士法人Kokoro International
主たる事務所の名称	行政書士法人Kokoro International
主 た る 事 务 所	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F
主たる事務所電話番号	090-3307-3903
所 属 支 部	名古屋

## 法人会員の変更案内

法 人 番 号	第0501201号
会 員 番 号	第H3号
法 人 の 名 称	東名行政書士法人
主たる事務所の名称	東名行政書士法人
社 員	川原 創
変 更 事 由	社員の加入
所 属 支 部	中央

法 人 番 号	第2201701号
会 員 番 号	第H87号
法 人 の 名 称	エイタックス行政書士法人
主たる事務所の名称	エイタックス行政書士法人
社 員	山田 裕子
変 更 事 由	社員の役職
所 属 支 部	中央

法 人 番 号	第1703701号
会 員 番 号	第H43号
法 人 の 名 称	名古屋・東京行政書士法人
主たる事務所の名称	名古屋・東京行政書士法人
社 員	名古屋本社
変 更 事 由	小原 魁人
使 用 人	社員の加入、社員の役職
変 更 事 由	小原 魁人
所 属 支 部	使用人の退職

法 人 番 号	第1704701号
会 員 番 号	第H45号
法 人 の 名 称	行政書士法人中村事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所
使 用 人	北川 初男
変 更 事 由	使用人の雇用、退職
所 属 支 部	名古屋

法 人 番 号	第2103201号
会 員 番 号	第H73号
法 人 の 名 称	行政書士法人心相続
従たる事務所の名称	行政書士法人心相続
使 用 人	名古屋行政書士事務所
変 更 事 由	武藤 有真
所 属 支 部	使用人の雇用

法 人 番 号	第2116101号
会 員 番 号	第H85号
法 人 の 名 称	行政書士法人ひびきグループ
従たる事務所の名称	行政書士法人ひびきグループ
社 員	千種・本山オフィス
変 更 事 由	小林 拓也
社 員	社員の加入
変 更 事 由	永井 孝幸
所 属 支 部	社員の脱退

法 人 番 号	第2211401号
会 員 番 号	第H97号
法 人 の 名 称	行政書士法人相続の窓口
主たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口
使 用 人	北原 里恵
変 更 事 由	使用人の雇用
従たる事務所の名称	行政書士法人相続の窓口 大曾根店
従たる事務所所在地	名古屋市北区大曾根四丁目17番23号 イトーピア大曾根2F
社 員	船戸 ゆい
変 更 事 由	従たる事務所設置、社員の加入
所 属 支 部	名南

法 人 番 号	第0801301号
会 員 番 号	第H10号
法 人 の 名 称	行政書士法人いしら事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人いしら事務所
主たる事務所所在地	岡崎市戸崎町字才苗20番地23
社 員	石原 正大
変 更 事 由	社員の所属事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人いしら事務所
社 員	豊田事務所
変 更 事 由	石原 遥
所 属 支 部	使用人から社員へ変更、社員の役職

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	山口 徹				単位会変更(東京会へ)
中央	佐久間 隆	名古屋市中区丸の内二丁目20番25号 メットライフ名古屋丸の内ビル 5F	460-0002	052-211-7805	事務所所在地
中央	竹之下 大樹	名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル 7F	460-0003		単位会変更(三重会より)
	行政書士法人ORCA 名古屋オフィス				
西北	安立 啓	北名古屋市弥勒寺東二丁目226番地	481-0031	0568-48-2662	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	伊東 章晴	名古屋市北区若葉通5丁目17番地 ITOH壱番館201	462-0854		事務所所在地
西北	小林 優子			090-9029-5834	事務所電話番号
西北	山口 修司			080-6087-8520	事務所電話番号
名古屋	西井 康浩				事務所名称
	VSG行政書士法人 名古屋オフィス				
名古屋	星野 瑞夏	名古屋市中村区太閤通4丁目70番地 ビトック太閤ビル201号	453-0811		事務所所在地
名古屋	武藤 有真	名古屋市中村区椿町14番13号 ウェストポイント6F	453-0015	052-485-5850	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	行政書士法人心相続 名古屋行政書士事務所				
名古屋	小原 魁人				属性
名古屋	上田 佳孝			090-3307-3903	事務所電話番号
名古屋	井川 卓磨			090-3307-3903	属性、事務所電話番号
名古屋	日住 成矢			052-310-1467	事務所電話番号
名古屋	久保田 善行	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階	450-6411	052-990-3356	単位会変更(大阪会より)
	グリーン行政書士法人 名古屋事務所				
昭和	南館 登志雄	名古屋市天白区原四丁目1618番地	468-0015		事務所所在地
名南	出原 資子	名古屋市南区元塩町1丁目1番地の9	457-0823		事務所所在地
名南	加藤 弘	名古屋市緑区太子二丁目219番	458-0823		事務所名称、 事務所所在地
	東坂行政書士事務所				
東名	友田 隆士	名古屋市守山区森孝東二丁目301番地 第二森孝707号	463-0033		事務所所在地

## 会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾北	野田 聰	江南市古知野町久保見258番地 ワインヒル江南301号	483-8275	0587-50-2782	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	田村 和紀	一宮市松山町32番地 3	491-0085	080-1988-4283	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	田村和紀行政書士経営相談所				
海部	飯田 雅広			0567-40-9110	事務所電話番号
岡崎	石原 正大	岡崎市戸崎町字才苗20番地23	444-0840	0564-53-1044	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人いしはら事務所				
岡崎	兼田 節子	岡崎市美合町字生田258番地	444-0804		事務所所在地
豊田	石原 遥				属性
西尾	犬塚 隆之	西尾市一色町赤羽浜田25番地 4	444-0427		事務所所在地
東三	山口 智大	豊橋市大清水町字大清水623番地 1	441-8133		事務所所在地
東三	高柳 雄哉	豊橋市岩屋町字岩屋下29番地32 鈴木貸店舗住宅203号室	440-0842		事務所所在地
東三	梅澤 太一	豊橋市東脇四丁目19番地 4	441-8083		事務所所在地





## 成年後見制度利用者見舞金制度

日本行政9月号（以下単に日本行政といいます）に寄稿されていましたが、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下単にコスモスといいます）は、令和7年4月16日開催の理事会において、成年後見制度利用者見舞金制度（以下単に見舞金制度といいます）に関する規則を制定し、その財源となる公益目的財産の積立を決議したことにより、成年後見制度利用者見舞金制度を創設致しました。

成年後見業務は行政書士業務とされ、令和5年3月13日総行行第84号・同85号総務省自治行政局行政課長通知で再周知されたことは皆さんも記憶に新しいかと存じます。知的障害、精神障害、認知症等の傷病、および高齢等により判断能力が低下し成年後見制度を利用する方が増加している昨今、行政書士が成年後見人等として成年後見業務を担うことも増えてきています。「行政書士は頼れる街の法律家」として、地域や社会に貢献し後見業務に従事することは社会的責任だと感じておりますが、後見業務はご自身の主力業務以外の知識や経験が必要であることも事実です。

コスモス会員は30時間の研修、効果測定、成年後見賠償責任保険の加入（義務）を経て晴れて入会を許されます。入会後は毎年の更新に加えて10単位（約10時間）の研修も受けていただく必要があります。また、今般文頭に記された見舞金制度（保険適用できない故意案件を200万円を限度にカバーする制度→詳細は日本行政をご覧下さい）も創設されました。もちろん、この見舞金制度を利用することはあってはならないことですが、利用者の皆様に安心して成年後見制度を利用していただくために創設がなされました。現在コスモスに入会されていない行政書士の皆様におかれましては、是非この機会に制度の充実したコスモスへの入会をお勧めいたします。

コスモスには、令和7年3月現在全国に2,508名（愛知県支部は約130名）の会員が在籍しております。愛知県支部は法人後見の受任体制も構築し、後見業務等に関する支援体制、疑問・質問等への相談体制も確立していますので安心です。皆さま是非とも仲間に加わっていただき、一緒に活動して参りましょう！

## セミナー・相談会の開催及び活動報告

日 時	令和7年8月7日(木)
	午後1時30分～4時30分
場 所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会	相談員 西村哲男会員 池山正彦会員 相談者 3名
日 時	令和7年8月14日(木) 午後1時30分～4時
場 所	小牧市役所新庁舎2階相談室
相 談 会	相談員 丹羽友道会員 佐藤令会員 相談者 2名
日 時	令和7年8月20日(水) 午後1時～3時
場 所	犬山市役所会議室
相 談 会	相談員 宮良隆之会員 土井正人会員 相談者 0名
日 時	令和7年9月4日(木)
	午後1時30分～4時30分
場 所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会	相談員 池山正彦会員 西村伸会員 相談者 4名
日 時	令和7年9月8日(月) 午後1時～4時
場 所	岩倉市役所市民相談室
相 談 会	相談員 奥田早苗会員 山口勝司会員 相談者 0名
日 時	令和7年9月16日(火) 午後1時～4時
場 所	北名古屋市役所東庁舎
相 談 会	相談員 宮良隆之会員 石谷隆広会員 相談者 4名
日 時	令和7年9月20日(土) 午前11時～午後4時
場 所	オアシス21銀河の広場（中区安心・安全・快適なまちづくりフェスタ2025）
相 談 会	相談員 伊福副支部長 森田広報部長 日下名古屋管轄長 山崎由美子会員 川崎徹会員 相談者 23名

## セミナー・相談会の開催予定

日 時	令和7年11月6日(木)
場 所	午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年11月19日(水)
場 所	午後1時～4時 犬山市役所会議室
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年11月20日(木)
場 所	午後1時～4時 扶桑町総合福祉センター
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年11月22日(土)
場 所	午前10時～午後3時 天白区役所（みんなの元気フェスタinてんぱく2025）
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年11月22日(土)
場 所	午後1時～4時 豊橋市総合福祉センターあいトピア
イ ベ ン ト	「備えて安心！終活セミナー」～あなたに寄り添う後見人～（仮）
内 容	落語～寸劇～パネルディスカッション～無料相談会
主 催	(公社)コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部（コスモスあいち）
後 援	豊橋市、豊橋市社会福祉協議会、愛知県行政書士会（予定）
日 時	令和7年11月26日(水)
場 所	午後1時30分～4時30分 総合福祉センター小ホール（春日井市）
セ ミ ナ ー	成年後見セミナー
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年12月4日(木)
場 所	午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会	成年後見等無料相談会
日 時	令和7年12月11日(木)
場 所	午後1時30分～4時 小牧市役所本庁舎2階 相談室2・3
相 談 会	成年後見等無料相談会

日 時 令和7年12月16日(火) 午後1時～4時  
場 所 北名古屋市役所東庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和8年1月8日(木)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 江南市役所西分庁舎  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和8年1月8日(木)  
午後1時30分～4時30分  
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和8年1月19日(月) 午後1時～4時  
場 所 岩倉市役所市民相談室  
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和8年2月22日(日) 午前10時～午後2時  
場 所 上社ターミナルビル3F上社レクリエーションルーム（軽運動室）  
～めいとう福祉まつり～（名東区社会福祉協議会）  
相 談 会 成年後見等無料相談会

※なお、日程等は中止及び変更になる場合があります。

## コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局  
TEL 052-908-3022

## あとがき

支部で行われたAI研修を受け、試しにこのあとがきもAIに書かせてみました。目の前の光景を脈絡もなく書き散らかした自分の文章だったものが、素晴らしい人格者が実り溢れる秋を称えた文章の様にまとめられました。……あまりにも恥ずかしく、没書と致しました。

AIの利便性は間違いません。一方で、文章を書く楽しみ、誰かの文章を読む幸せも手放せません。報告書などはAIに任せるとても、この「あとがき」の様な場で、書き手の色の見えるような、AIには書けない文章を書ける人間になりたいと思わずにいられません。

会報委員長 石原 遥

## 《今月の表紙》 「秋葉山御嶽神社」

「秋葉山御嶽神社」は、火の神様「秋葉山」と、靈山として知られる「御嶽山」という、日本の二大パワースポットのルーツを持つダブルネーム神社で、まさに最強のスーパーパワースポットです。

愛知県内に数ある秋葉山の中でも、もっとも古くからの歴史ある神社（西暦809年創建）で、織田信長が桶狭間の戦いの前に勝利を祈願したという言い伝えも残るほど、その歴史は由緒正しいものです。

ここでは、火難除けの秋葉大神と、開運招福や厄除けの御嶽大神という、強力な二柱の神様からご利益をいただけます。

そして、この神社でぜひ体験してほしいのが、毎年12月16日に行われる「火渡り神事」です。燃え盛る火の上を素足で歩くこの神事は、火の神様である秋葉大神の力を感じられる、非常に勇壮なものです。無病息災、家内安全を願う人々が、真剣な眼差しで神事に参加します。参加者以外も、その迫力ある光景を間近で見ることができます。

歴史のロマンと、二つの山が持つ壮大なエネルギーが融合した「秋葉山御嶽神社」日常に疲れた時、何か新しいことを始めたい時、この場所を訪れてみてはいかがでしょうか。きっとあなたを力強く後押ししてくれるはずです。

写真提供：村瀬 功一様（秋葉山御嶽神社宮司）

文 章：秋葉山御嶽神社許諾済み

### 会報333号 担当

広 報 部	担当副会長	内藤 広子
部 長	野崎 晃	
次 長	西岡 友美	
部 員	本田 海斗	
部 員	早川 忠	

会報委員会	委 員 長	石原 遥
	副 委 員 長	猪子 和美
	本号担当委員	
	(表紙)	小林 圭輔
	(会員訪問記)	岩田 則子

### 会報333号 令和7年11月1日発行

発行人 竹田 黙  
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会  
〒461-0004  
名古屋市東区葵一丁目15番30号  
TEL 〈052〉 931-4068 (代)  
FAX 〈052〉 932-3647  
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp  
<https://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

# 行政書士制度 75周年記念祝賀会 開催のご案内

開催日 令和8年1月13日(火)

会場 ANAクラウンプラザホテル  
グランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート

名古屋市中区金山町一丁目1番1号



## 一愛知県行政書士会会員へのお知らせ一 令和8年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式と壁掛け式カレンダーを作成いたします。

カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より1階事務局に用意をいたします。「お一人様いずれか1部」のお願いと、代理受領はお断りします。なお、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

## 行政書士ADRセンター愛知

### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故
- \*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の  
・負担割合に関する紛争



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血糞書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 外国人の職場環境・ 教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- \*職場・学校における外国人に対する宗教、  
\*環境その他文化的価値の違いに起因する紛争



\*紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管)  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
- d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)

- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。  
(認証番号No.62)
- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて  
いただきます。
- 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して  
いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

